

### 【後期第1問】

Xは医師の資格を有しており、昭和54年4月から優生保護法(現在の母体保護法)の指定医師として、人工妊娠中絶等の医療業務に従事している。

昭和55年11月14日11時頃、Xは妊婦A(16歳)から初診時妊娠23週と6日(173日)とみられる胎児の墮胎の囑託を受け、これを承諾した。そこで、Xは14日後の11月28日の午後3時頃にAに対して墮胎措置を施し、その結果、未熟児(1000g弱)を母体外に排出させた。本件未熟児は墮胎時妊娠26週を超えており、当時の厚生省発衛第252号厚生事務次官通知により定められていた、胎児が母体外において生命を保持することができない時期(満23週以前)を過ぎていた。

Xは本件未熟児生命保持の可能性があると認めていたが、診察時のAの様子からAが養育に消極的ないし否定的であることを感じていたため、Aに養育の意思を確かめることも、保育器に入れる等未熟児の保育方法を指導することもなく、バスタオルに包み病院の休養室にAと共に寝かせておいた。

同日午後6時頃、Aに「子どものことは心配いらないから。」と言ってAを退院させた。その後、本件未熟児に対し何も措置を施すことなく休養室に放置し、午後10時頃Xは帰宅した。

本件未熟児は11月29日の午前4時頃、未熟による生活力不全によって死亡した。

Xの罪責を検討せよ。

参考判例：最高裁昭和63年1月19日第三小法廷判決